

電気事故報告の目的

- 電気事故報告は保安行政の適確な処置を施行する ために欠くことが出来ない。
- 事故報告の内容分析により、類似事故の再発を防止 のために適確な手段を施す。
- ・電気工作物の安全性の確保、信頼性の向上を図る ための施策の基礎となる。
- ・事故報告によって電気工作物の施設状況、保守状況、 給電サービスの状況並びにこれらに対する一般社会 との関係が解明され、保安法規のあり方、保安行政 の実行について再検討する有力な資料となる。

電気関係報告規則第3条の電気事故とは?

電気関係報告規則・・・電気事業法第106条の規定により、その施行に必要な限度において、あらかじめ報告を徴収 するべき事項及び報告の方法等を具体的に規定しているもの。

感雷又は破損若しくは雷気工作物の誤操作若しくは雷気工作物を操作しないことにより

り、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故

十三 第一号から前号までの事故以外の事故であつて、電気工作物に係る社会的に影響

感雷死傷事故

人が死傷した事故(死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。) (上記の内、アークによる死傷事故)

(感雷外死傷事故)

二 電気火災事故(工作物にあっては、その半焼以上の場合に限る。)

雷気火災事故

破損事故

発雷支障事故

波及事故

三 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことによ

(半焼:延べ床面積20%~70%程度の火災)

物損等事故

次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故(第一号、前号及び第八号から第 十号までに掲げるものを除く。) イーチ 省略 リ 電圧1万ボルト以上の需要設備

六 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属す

る出力10万キロワット以上の発電設備に係る七日間以上の発電支障事故

十一 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事

業者の特定送配雷事業の用に供する雷気工作物と雷気的に接続されている電圧三千ボル ト以上の自家用電気工作物の破損又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工

作物を操作しないことにより一般送配雷事業者又は特定送配雷事業者に供給支障を発生 させた事故(第三号に掲げるものを除く。)

社会的影響が大きい事

もし事故が起こったら?

- 1. 事故の発生を知った時から24時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故 が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話・FAX等の方法により報告。(速報)
- 2. 事故の発生を知った日から起算して30日以内に様式第13の報告書を提出。



電気関係報告規則

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課 Tel 06-6966-6047 FAX 06-6966-6092

第三条

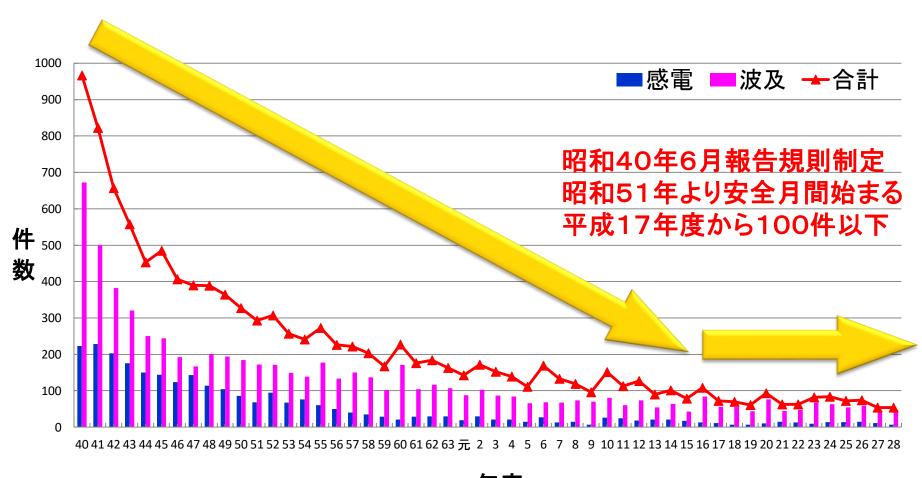
電気事業者(法第三十八条第四項 各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。)又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物(原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。)に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物(鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)、軌道法(大正十年法律第七十六号)又は鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路(電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。)に属するもの(変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。)以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。)に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

前半 電気事故の統計



事故事例紹介

第1図 事故件数の推移(昭和40年度~平成28年度)



年度

第2表 電気工作物用途別事故発生件数(平成28年度報告分)

単位:件

用途	感電	感電外	火災	社会的 影響	破 損	供給 支障	他社 波及	波及	計
電気 事業用	1		1						2
自家用	6		1		5			36	48
計	7		2		5			36	50

- ・感電事故の発生件数7件は、前年度より4件減少。
- ・自家用は波及事故が多い。約75%を占めている。 47-36=11 11件が波及事故未報告。

第3表 受電電圧別事故発生件数(自家用のみ) (資料P. 2上)

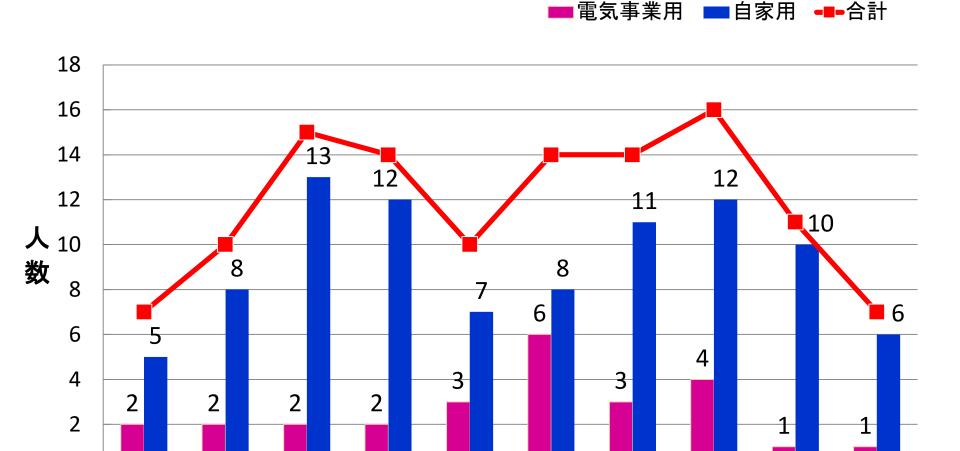
単位:件

受電電圧	受電電力	感電	感電外	火災	社会的 影響	破損	波及	計
特別	2		1		2	1	6	
	1,000kW以上					1		1
	500kW以上 1,000kW未満						1	1
高 圧	100kW以上 500kW未満	3				2	25	30
	50kW以上 100kW未満	1					7	8
	50kW未満						2	2
低								
Ē	6		1		5	36	48	

第4表 主任技術者選任形態別事故発生件数(自家用のみ)

単位:件

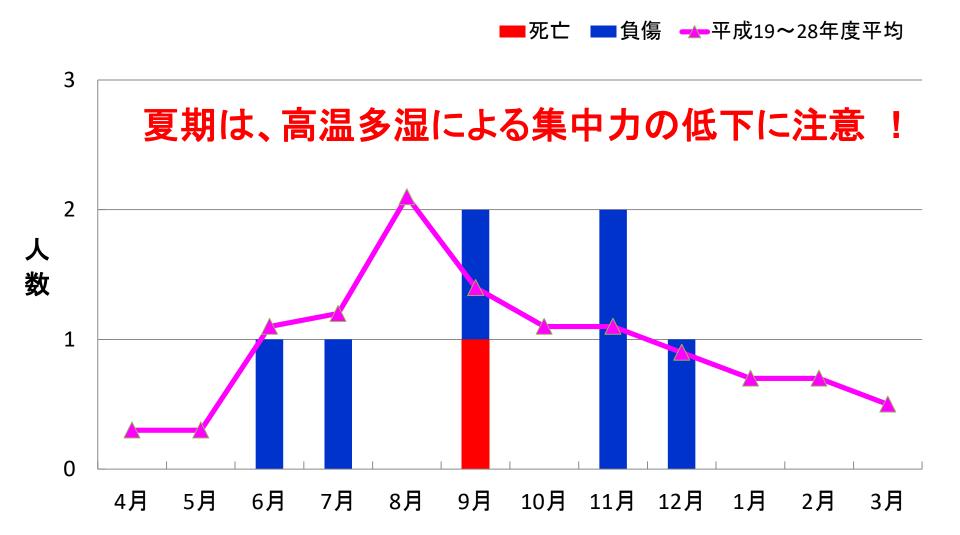
選任	選任形態		感電外	火災	社会的 影響	破損	波及	計
	専 任	2		1		2	4	9
選任	兼任							
	許可							
n 如天江	保安法人	1				3	21	25
外部委託	管理技術者	3					11	14
未選任								
計		6		1		5	36	48



19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度

0

感電死傷事故の月別死傷者数



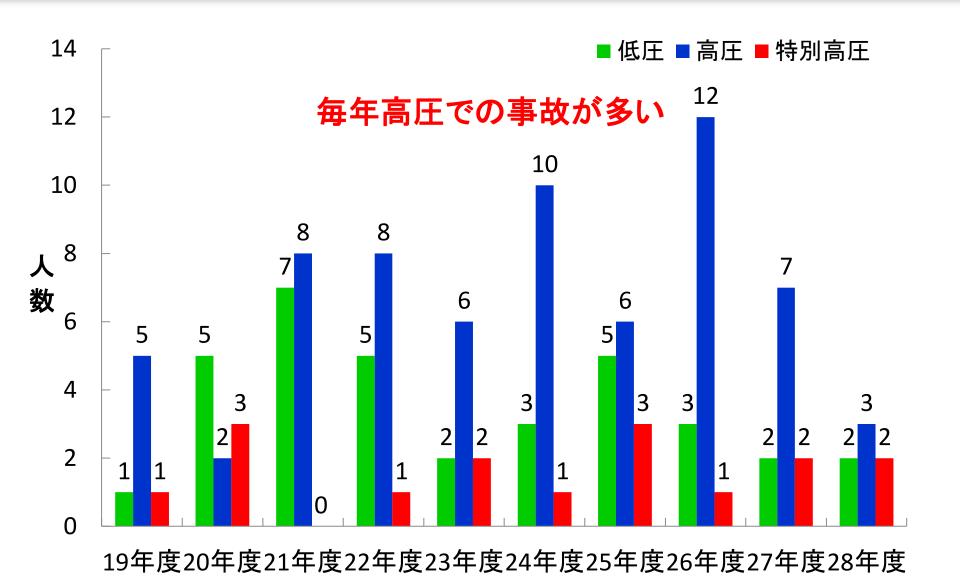
第7表 感電死傷事故の電圧別死傷者数(平成19~28年度)

単位:人

使用電	汪	19年度	20年度	21年度	22年度	<mark>23年度</mark>	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計
低圧	死亡		3	4	1		3	2	2	1	1	17
	負傷	1	2	3	4	2		3	1	1	1	18
高圧	死亡	2	1	1			1		3			8
	負傷	3	1	7	8	6	9	6	9	7	3	59
特別高圧	死亡		1				1					2
	負傷	1	2		1	2		3	1	2	2	14
合計	死亡	2	5	5	1		5	2	5	1	1	27
	負傷	5	5	10	13	10	9	12	11	10	6	91

負傷事故は高圧、死亡事故は低圧で多い。

第4図 感電死傷事故の電圧別死傷者数 (平成19年度~28年度)



第10表 感電死傷事故(作業者のみ)の年齢別・経験年数別死傷者数

(作業者とは、命を受けて電気関係の作業に従事している者をいう。) 単位:人

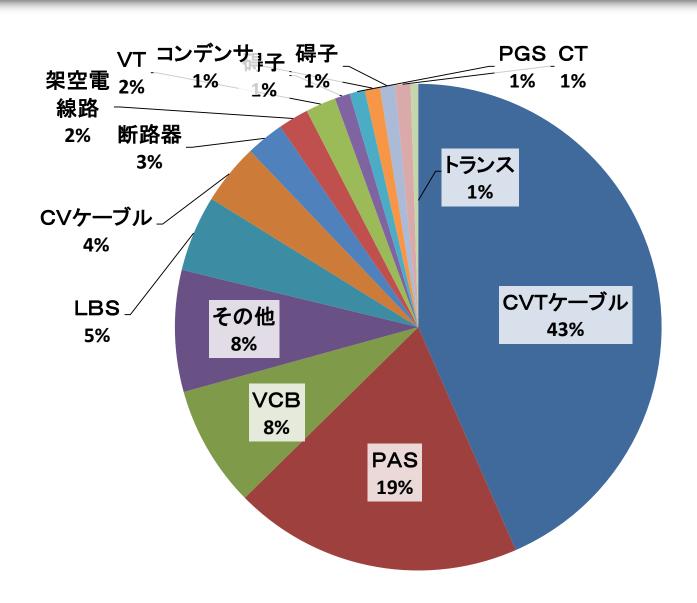
		-	事故原因		作業内容			
		作業準 備不良	作業方 法不良	被害者 の過失	工事	点検 清掃	合計	
	30歳未満			1		1	1	
年齢	30以上40歳未満							
	40以上50歳未満	1				1	1	
	50歳以上			2		2	2	
	~3年			1		1	1	
4	4~6年							
経験 年数	7~10年	1				1	1	
T 3A	11~20年			2		2	2	
	21年~							
計		1		3		4	4	

(資料P. 7中) 第11表 府県別感電死傷事故発生件数(平成24~28年度)

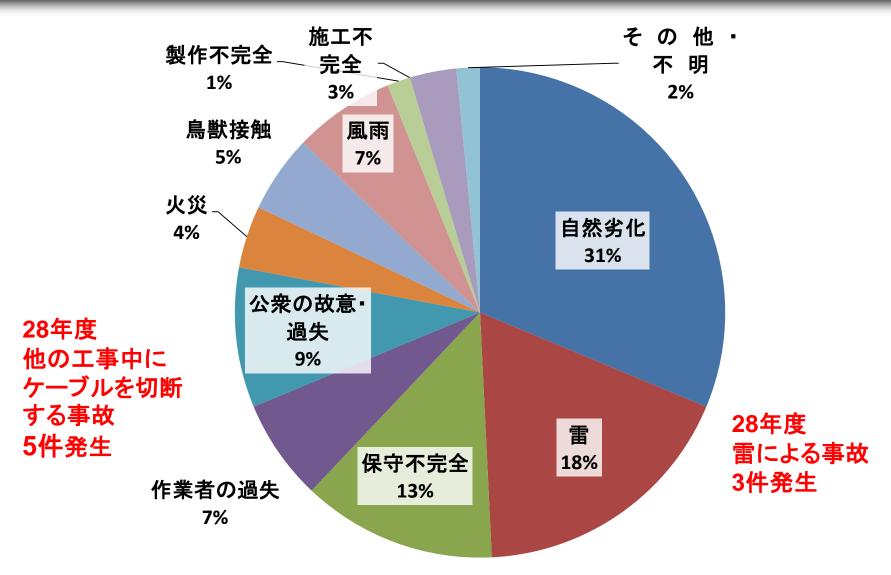
年度	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	計
24		1		9	4			14
25		1	1	9	2		1	14
26		2	1	5	5		2	15
27				5	6			11
28		1	1	3	2			7
計		5	3	31	19		3	61

関西電力(株)の供給区域内の統計です。

第7図 電気工作物別波及事故発生件数(平成24~28年度)



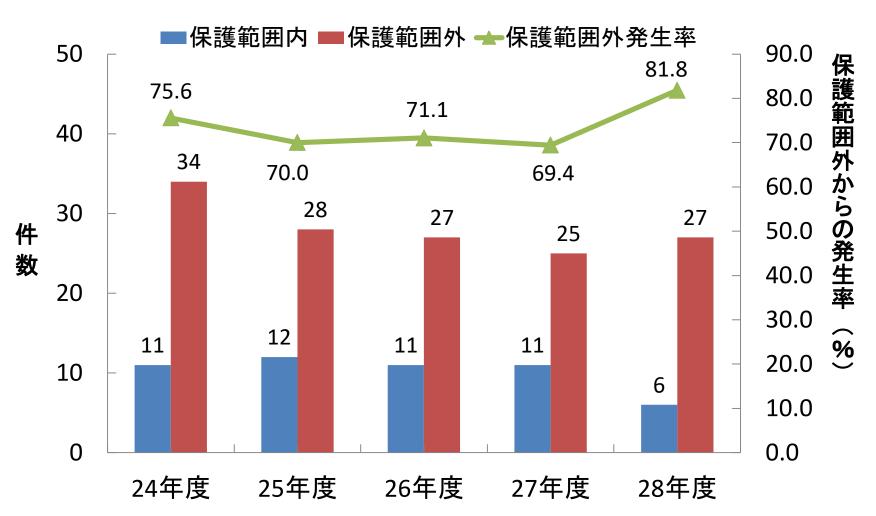
第8図 原因別波及事故発生件数(平成24~28年度)



老朽化の設備は、早めに取替えて下さい。自然災害への対策も検討して下さい。

第9図 波及事故の保護範囲内外での発生状況

出迎え方式をやめると波及事故を70%減少出来る





電気事故の統計



事故事例紹介

○感電に関して一般に言われている事項感電の症状1mAやっと感じる20mA筋肉の収縮が激しくなる50mA相当危険な状態100mA心臓の機能が失われ、数分で死亡する恐れがある。

〇技術基準

技術基準解釈 第14条第1項第2項 低圧電路の絶縁性能 漏えい電流 1mA以下であること

技術基準 第58条 低圧電路の絶縁抵抗 150V以下の電路 0.1M Ω = 100V / 1mA 人体抵抗 500 ~ 1,000 Ω 100V / 1,000 Ω = 100mA (低圧でも死亡事故に至る)

度

2 度

3 度

熱傷の分類

1度熱傷

障害が表皮レベルに留まり、表面が赤くなってヒリヒリ するくらいの症状。

水疱を形成することはなく,数日で治癒する。

2度熱傷

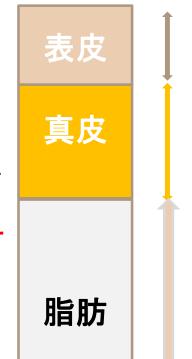
この熱傷が一番多く見られます。障害が真皮に及び、水疱を形成する。

1度に近い2度熱傷(真皮浅層熱傷) は2週間くらいで治癒するが、3度に近い

深い2度熱傷(真皮深層熱傷)は<u>治癒に1~2ヶ月を要す</u>る。

3度熱傷

障害が皮下脂肪まで達した場合で、表面は焼けて白く見え、障害が強すぎて水疱はできない。植皮術が必要です。



電気機器の更新時期

各機器の更新推奨時期 (屋内と屋外では違いがあります)

下表の更新推奨時期は、通常の環境のもとで通常に保守点検を行いながら使用した場合、機器構成材の老朽化などにより、新品と交換した方が、経済性を含めて一般的に有利と考えられる時期を示しています。機能や性能に対する製造者の保証ではありません。

	9,0
ACE	2 5
1736	THE

更新推奨時期(製造後)

① 高圧気中負荷開閉器	屋外10年	屋内15 年
	<u> </u>	

② 高圧CVケーブル 15年

③ 高圧真空遮断器 20年

④ 高圧交流負荷開閉器 (LBS) 15年

⑤ 変圧器 20年

⑥ 高圧進相コンデンサ 15年

⑦ 高圧限流ヒューズ(※1) 屋外10年 屋内15 年

⑧ その他高圧機器 10 ~ 20年

※ 保護継電器の更新時期は、連動動作する機器に準じます。

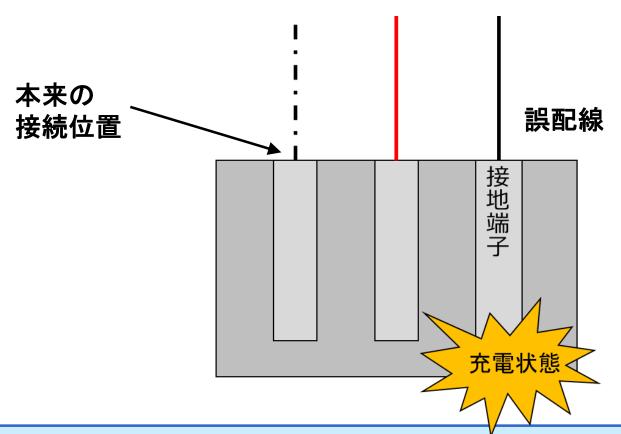
参考文献:社団法人 日本電気協会

「自家用電気工作物 保安管理規程」(2013年版)

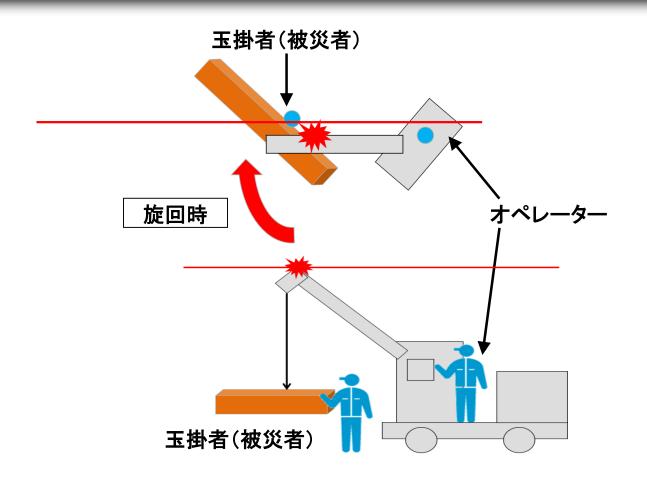
参考文献:(※1)社団法人 日本電機工業会

「汎用高圧機器の更新推奨時期に関する調査」報告書

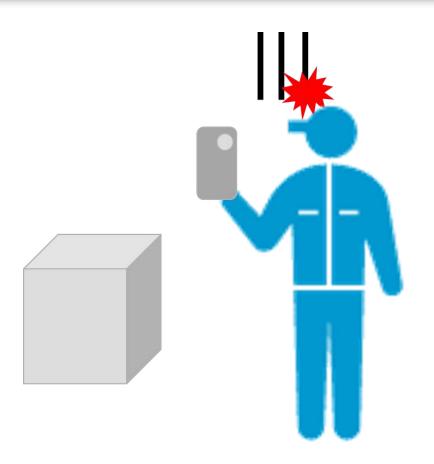
事故事例(番号1):公衆感電死亡事故



- ●空調作業員が天井内に入って空調設備のダクトの調査を行っているときに、充電状態となっていた照明器具本体の吊りボルトと空調ダクトに触れて感電死亡した。
- ●照明スイッチのAC100[V]の黒線が接地端子に接続されており、照明器具本体から照明器具の取付器具、吊りボルトに電気が流れて充電状態となっていた。



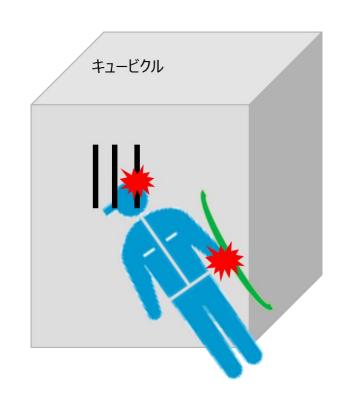
●増水のため川下り用の船を陸揚げするにあたり、船置場においてトラッククレーン車で入口ゲートを移動させる作業中に、クレーンのブームが高圧送電線に接近し、作業者が感電負傷した。



●PCBの調査のため、トランスの銘板を確認しようとキュービクル内に立ち入ったところ、高圧機器に接触し、感電負傷した。

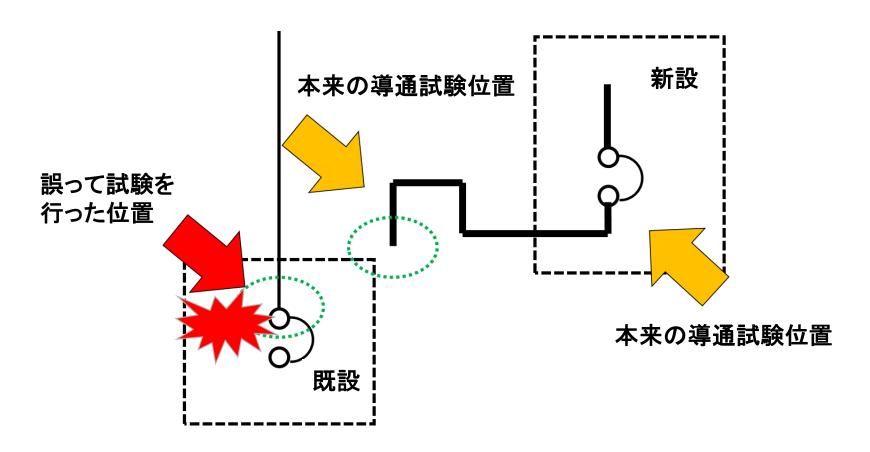
事故事例 (番号4):作業者感電負傷事故 (資料P. 17)

(作業者とは、命を受けて電気関係の作業に従事している者をいう。)



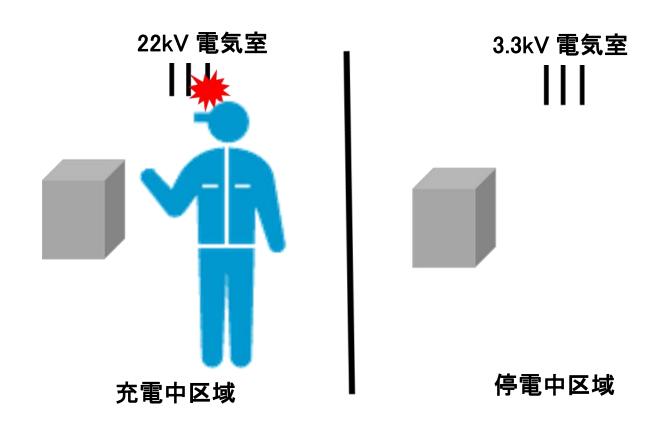
●防保護具を着用せず、キュービクル内で月次点検の作業を行っていたところ、 身体のバランスを崩し、LBS下部の充電部に眼鏡が接触し、右手がシールド アースに触れ、感電負傷した。

事故事例 (番号5):作業者感電負傷事故 (資料P. 18)



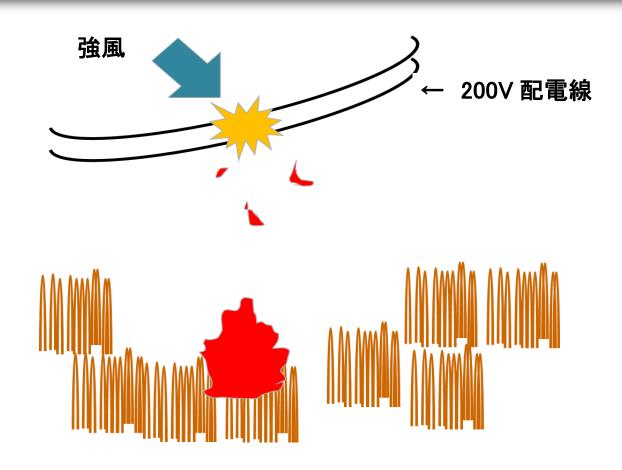
●配電盤及び高圧ケーブルを新設し、既設の配電盤への接続工事を予定していたが、作業者が事前に新設ケーブルの確認のため導通試験をしようとした際、誤って既設の配電盤内の高圧電源ケーブル(充電中)に触れたため感電負傷した。

事故事例 (番号6):作業者感電負傷事故 (資料P. 19)

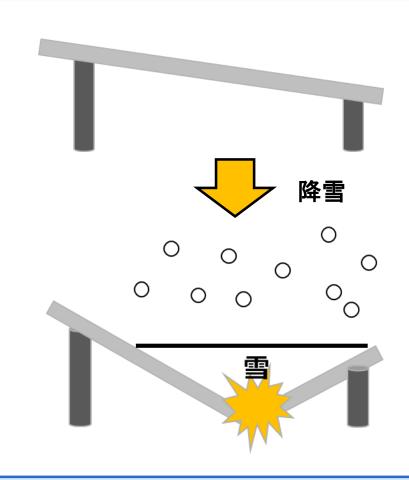


●作業者が変電所内の高圧設備点検中(停電)に、作業計画にない充電中の特別高圧設備に触れたため、感電負傷した。

事故事例(番号7):電気火災事故

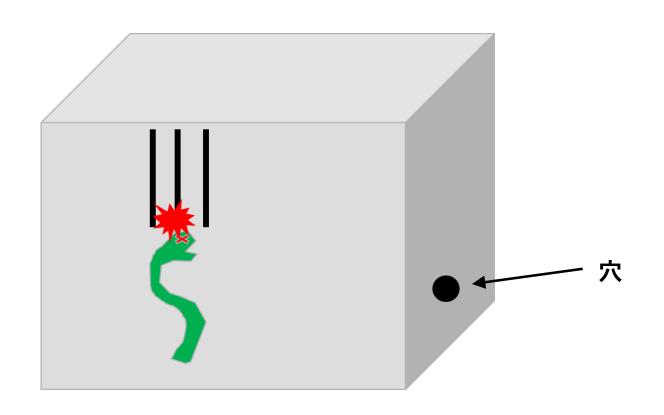


- ●事業場構内の低圧架空配電線が強風にあおられ、配電線(相間)同士が接触し、電線に被覆がなかったため短絡したことから火花が発生。自社敷地内の下部の枯草に引火し、火災となった。
- ●電線の被覆が剥がれ、放置されていた。



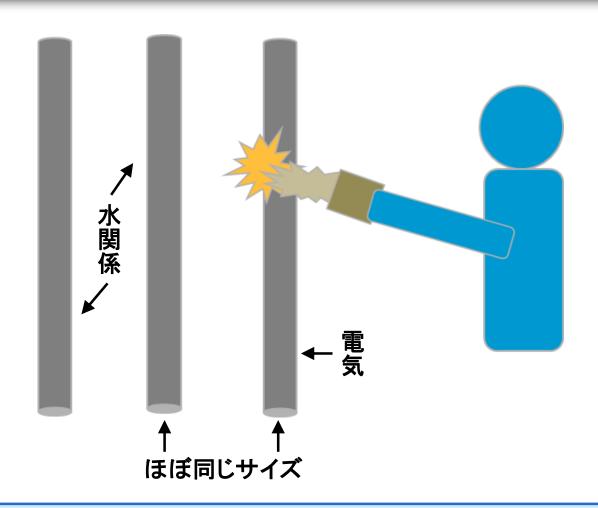
- ●連日の太陽光パネルの積雪により、架台が破損した。
- ●建築基準規則積雪量より、低く見積もった積雪量で設計された架台を使用していた。

事故事例(番号9):波及事故



●通気口よりキュービクル内にへびが侵入し、LBS一次側充電部に接触し短絡。出迎え方式で保護範囲外のため波及事故となった。

事故事例(番号10):波及事故



●ビルの改装工事中に解体業者が電気のこぎりで誤って出迎え高圧引込ケーブルを切断。保護範囲外のため波及事故となった。

電気事故防止のために

- 〇一般社員、外部の作業者に対しても保安教育を実施する。 電気に対する知識が無いため、事故に遭遇している。
- ○情報収集・連絡網を密にする。 他工事などの情報が電気主任技術者、外部委託の保安担当者に連絡されていないため、事前の防止策が講じられていない。事前の打合せが重要。
- ○作業手順書を作成し、遵守する。 作業手順を作成することにより、事前に危険予知が出来、確認しながら実施することでヒューマンエラーを軽減することができる。

充電部の確認、表示、絶縁シートなどで覆う処置を行う。

復電の時は短絡接地線を取り外したか十分確認すること。

〇設備の更新を行う。

年次点検等で不良があった場合は早期に工事を行うこと。絶縁・接地不良で 感電死亡する場合もある。

事故にあった場合は、損害費用が生じるが、事前に計画を立て更新した場合は、工事費のみですむことを会社の上層部に認識していただく。 出迎え方式では、波及事故になる可能性が高い。

電気関係報告規則改正のポイント

H28.4.1の主な改正点

- ①速報の報告期限を48時間から24時間に変更されました。
- ②感電等による死傷事故について、治療や検査の目的にかかわらず、入院した場合は報告対象になりました。
- ③電気工作物に係る物損等事故について公共財産に被害を及ぼした場合に限定していたものを、他の物件に損傷を与えた等の場合に拡大されました。
- ④発電支障事故(出力10万kW以上の発電設備の7日間以上の停止が対象)が新設されました。

電気関係報告規則改正のポイント

H28.4.28の主な改正点

電気関係事故報告様式が様式11から様式13に変わりました。 (記載内容に変更はありません。)

詳しくは以下のホームページを参照して下さい。

- 電気事故が発生した際の報告について(近畿支部ホームページ)
 http://www.safety-kinki.meti.go.jp/denryoku/accident/index.htm
- ・「電気関係報告規則第3条の運用について(内規)」等の一部改修等について(経済産業省ホームページ)

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2016/04/280401-4.html

電気関係報告規則改正のポイント

H28.9.24の主な改正点

主要電気工作物の破損事故については事故報告の対象が拡大されました。(太陽電池:500kW以上から50kW以上へ、風力:500kW以上から20kW以上へ)

電力安全メールマガジン

☆法改正や事故情報など役立つ情報を配信中☆

「ほあんきんき」で検索→近畿支部HPトップページへ



「電力安全メルマガ読者募集中」のバナーをクリック



感震ブレーカ が効果的です!

東日本大震災における本震 による火災全111件のうち、 原因が特定されたものが 108件。

そのうち過半数が

電気関係の出火でした。

その他(50件)

(58件) 54%

※日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等間宣報告書」より作成



地震が引き起こす電気火災とは?

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復日 した時に発生する火災のことです。

↑ 「電気火災の事例(その1)」

地震で本機が倒れ、線跳が 電気ストーブ周辺に取扱。

停電した状態から通電し、 ストーブが作動。

火災が発生



▲「電気火災の事例(その2)」

家具が転倒し、「電気コード」 が下敷きや引導で構像。

コードがショート。

燃えやすい宅のに繋火。





感震ブレーカーとは?

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的 にブレーカーを落として電気を止めます。

【揺棄ブレーカーの種類】

分電管タイプ (内蔵型)	分電射タイプ (後何俊)	コンセントタイプ	整備タイプ	
	EE			
分職施に内臓されたセンサーが 揺れを感味し、ブレーカーを落と して電気を遮断。	分間接に感覚機能を外付けする タイプで、週間プレーカーが影響 されている場合に影響可能。	コンセントに内臓されたセンサー が遅れを要求し、コンセントから場 気を破除。	ばねの作動や重りの第下により ブレーカーを落として、電気を 遊覧。	
約5~6万円(蘇集的なもの)	#927FP	新5 00円~27円	2,000円~4,000円程度	
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要をタイプと、コンセ ントに著し込むだけのタイプがある	電池工事が不安	



感霳ブレーカーを設置して **蜃気火災から「家 |・「地域 | を守ろう。**







電力安全課からのお知らせ

☆窓口業務の受付時間の変更について☆

平成29年9月1日(金)より受付時間を変更致します。

今後、受付業務等のスマート化に取り組んで参りますので、ご 理解頂けますようよろしくお願いいたします。

- 午前 9:30~11:45
- 午後 13:00~16:00

最後に、

事故未然防止への取組をお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました

